

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊守山駐屯地  
第408会計隊長 小見 義則

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6QH41YH00090	6RQM1A00004 0001						
品名 または 件名							
1号建物等清掃役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
守山駐業				守山駐業 管理科 大山技官(4416)			
搬入場所				納期または工期			
守山駐屯地構内				令和9年3月31日(水)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、会計隊事務室に掲示する。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
入札日時場所：令和8年5月15日(金) 8時50分

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

## 1 競争入札に付する事項

(1) 件名:

品名	規格	単位	数量	履行期限	履行場所	備考
1号建物等清掃役務	仕様書のとおり	ST	1	9.3.31	守山駐屯地	

## 2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 全省庁統一資格の「**役務の提供等**」において**A,B,C,D級**の競争参加資格を有する者  
※又は**令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)**を申請中であることを確認できるものを提出(FAX可)
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請については認めない。  
ただし、真にやむを得ない事由に該当すると指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

## 公告HP



## 3 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項  
役務請負契約条項
- (2) 特約条項  
ア 談合等の不正行為に関する特約条項  
イ 暴力団排除に関する特約条項

## 4 競争入札執行の日時及び場所

令和8年5月15日(金)08時50分 第408会計隊入札室

## 5 入札参加手続き

入札に参加を希望する者は、**令和8年5月13日(水)17時まで**に入札に関する受付手続き**(案件名・会社名連絡先を記載した送信票等)**を完了すること。この際、資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX送信可)

## 6 落札者の決定方法(消費税相当額含まない)【総品目総額】

- (1) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。同価の場合は抽選により決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札書には消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額の110分の100を記載すること。

## 7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 8 入札及び契約条件

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約書については、**契約金額が100万円以上**については契約書を作成する。

## 9 入札の無効

次の各項目に該当する場合、当該入札を無効とする。

- (1) 電信電話及びFAXによる入札
- (2) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札
- (4) 第5項に示す受付手続きを完了していない者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 10 郵便入札に関する事項

- (1) **郵便入札の場合は、電話にて事前に連絡するとともに便着の確認を契約班に必ず実施すること。**

また、件名を記載した封筒に入札書を入れて封印し、**期日までに第408会計隊契約班に必着**させること。  
入札金額が同額による場合は当該入札に関係のない職員により抽選を実施し、再度入札となった場合は別途連絡する。

- (2) 到着期日 **令和8年5月14日(木)17時00分まで**

- (3) 手段 書留郵便・使送等の手段を用い、確実に期日までに到着するよう留意すること。

- (4) 送付先

〒463-0067 名古屋市守山区守山3-12-1

陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊 契約班 担当：堀口(ほりぐち)





052-791-2191 内線(4349) FAX052-791-2379(直通)

本公告は、中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

# 1 号 建 物 等 清 掃 役 務

## 仕 様 書

陸上自衛隊守山駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長					担 当	
								
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊							図面番号	1 / 14

## 仕 様 書

- 1 件 名  
1号建物等清掃役務
- 2 役務場所  
愛知県名古屋市守山区守山3-12-1 陸上自衛隊守山駐屯地
- 3 期 間  
契約締結日 ～ 令和9年3月31日  
実施日は監督官の指示する日程に従うこと（厳守）
- 4 役務概要
  - (1) 清掃実施建物及び清掃場所
 

ア	1号建物		
(ア)	A硬質床	・・・	180㎡
(イ)	B弾性床	・・・	3,486㎡
(ウ)	C繊維床	・・・	130㎡
(エ)	窓ガラス	・・・	473㎡
(オ)	エレベーター	・・・	4台
イ	111号建物		
	窓ガラス	・・・	113㎡
ウ	115号建物（2月の窓清掃のみ）		
	窓ガラス	・・・	425㎡
エ	130号建物		
	窓ガラス	・・・	215㎡
  - (2) 床作業項目（1号建物）
 

ア	床面の除塵・水拭き・補修・洗浄	・・・	硬質床（1F）
イ	階段、床面の除塵・水拭き・補修・洗浄	・・・	弾性床（1～7F）
ウ	床面の除塵・しみ取り・補修・洗浄	・・・	繊維床（1F、6F）
  - (3) 窓作業項目（全建物共通）  
窓ガラスの洗浄 ・・・ 建物外部
  - (4) エレベーター作業項目（1号建物）
 

ア	扉溝の土砂等の吸塵
イ	壁、扉（内外面）、操作盤の全面拭き
ウ	床の清掃・補修・洗浄 ・・・ 弾性床

### 5 一般事項

#### (1) 適用

- ア 本役務は、本仕様書及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（現行版）」、関係法令、条例等に基づき実施すること。
- イ 請負者は監督官の指示に従い、役務を正常に履行すること。
- ウ 仕様書等に記載なき事項であっても当然実施すべきものは請負者の責任において実施すること。

#### (2) 請負者負担の範囲

- ア 役務に必要な水道及び電気は請負者において準備すること。もし官側のものを使用する場合は、事前に監督官に申し出た上必要な書類を提出し使用すること。その際の使用料については官側の算定要領に基づき請求された金額を、会計当局から示された期日までに支払うこと。
- イ 役務に必要な資器材、消耗品、油脂等は、請負者において準備すること。

#### (3) 質疑に対する協議等

本役務において、質疑等が生じた場合、または作業の履行が困難、不都合が生じた場合は、速やかに監督官と協議し、その指示に従うこと。また仕様書になき事項といえども技術的に当然実施すべきものは請負者の責任において実施すること。

#### (4) 業務管理

請負者は、契約後速やかに現場代理人を設置すること。現場代理人は、仕様書に適合する業務を完了させるため、品質管理、日程管理、安全管理の業務を行うこと。また日程については監督官と協議し、日程表を事前に提出すること。

#### (5) 施設の保護

作業において建物、工作物等の保護に努めること。万一、汚損及び破損等を生じた場合は、請負者の責任において原状回復を行うこと。

#### (6) 火気の取り扱い

本役務において、原則火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとし、取り扱いに際しては十分注意すること。

#### (7) 出入り禁止箇所

役務に関係のない場所、室への出入りは禁止する。

#### (8) 提出書類

提出書類については、着手届、現場代理人設定通知等、監督官から求められた書類を監督官が指示する様式で必要部数準備し、定められた期日までに提出すること。

#### (9) 役務写真

本役務における作業前、作業中、作業後、その他、監督官が指示する場所を撮影し工事写真帳に整理し、提出すること。

#### (10) 作業時間

本役務の作業時間は、08:15から17:00までとする。ただし作業の進捗状況等により必要と認められる場合は監督官と協議し指示を受けるものとする。

件 名	1号建物等清掃役務		
種 別	仕様書		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	2 / 14	

6 特記事項

(1) 作業内容

本役務の作業内容については、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（現行版）」第4編清掃による。

(2) 作業予定

ア 各清掃については年4回実施する。実施時期は1回目を6月、2回目を9月、3回目を12月、4回目を2月を基準とし、監督官と調整の上日程を決定するものとする。

イ 115号については、2月のみ窓清掃を実施するものとする。

ウ 111号、115号、130号建物窓清掃実施日については原則平日とする。

エ 1号建物床・エレベーター・南東窓清掃実施日については原則土、日、祝日とする。

(3) 役務の範囲

家具、什器等で移動可能なものの移動は、本役務に含むものとする。

(4) エレベーターの清掃

エレベーターにおいては、弾性床の清掃のほか、扉溝の土砂等も吸塵すること。また壁、扉、操作盤についても適切な洗剤を用いて全面拭きすること。その際、壁については、エレベーターの保護材を取り外した上清掃し、現状に復旧すること。扉については各階の内外面を清掃すること。

(5) 弾性床の清掃

本清掃の弾性床については、洗浄後の仕上げには樹脂床維持材（ワックス）を塗布すること。その際、塗り残し、塗りむらが無いように塗ること。

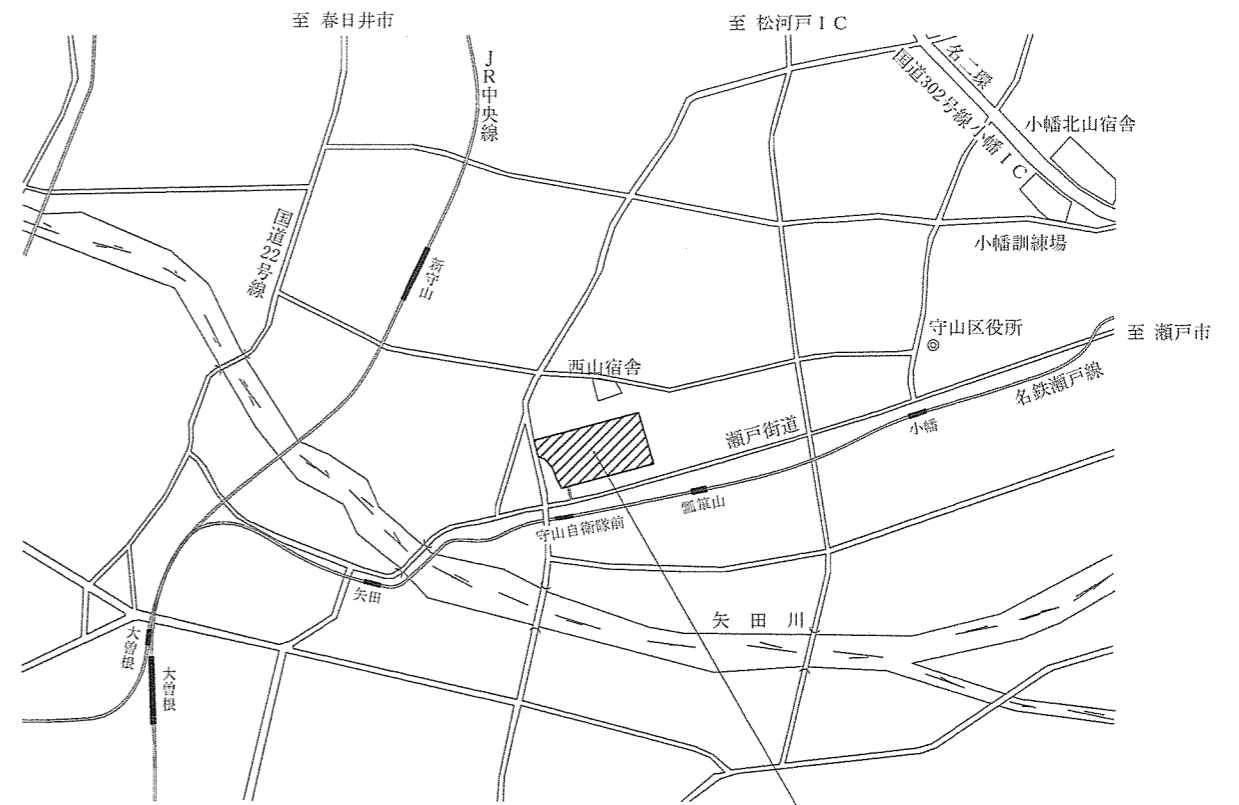
階段の蹴上部分も清掃すること。

(6) 窓ガラスの清掃

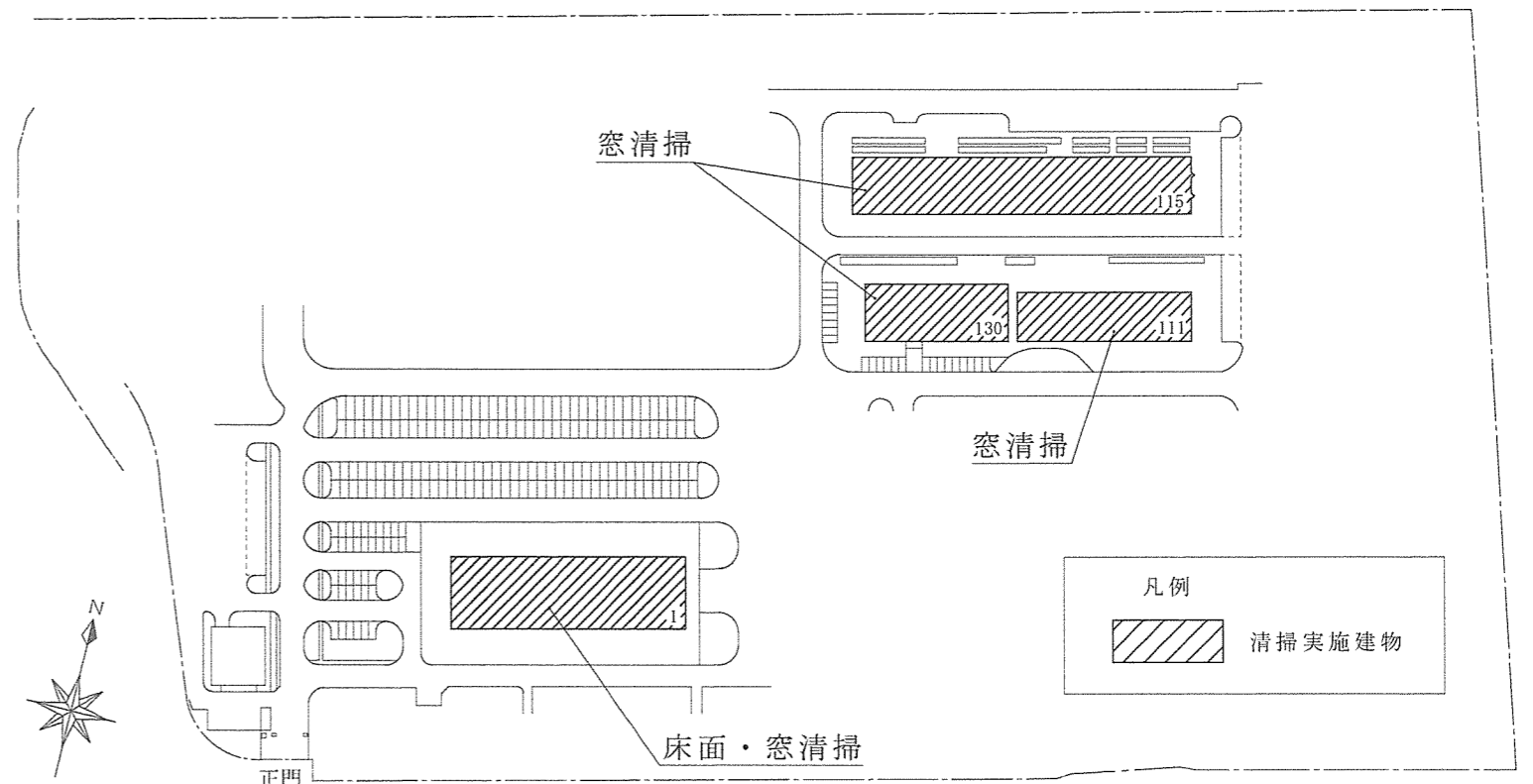
窓ガラスの清掃については建物外部からとし、窓の縁取り部分（サッシ等）もあわせて清掃すること。清掃に使用する消耗品、高所作業車、ゴンドラ等については、請負者にて準備すること。また清掃の際、壁・窓枠等を足跡や汚水等で汚染しないように十分留意すること。もし汚染した場合は現状に復旧すること。

7 検査

作業毎終了後、官側検査官が実施する検査を受検し合格をもって完了とする。作業等に不備があった場合は、速やかに是正し、再検査を受検し検査合格をもって完了とする。

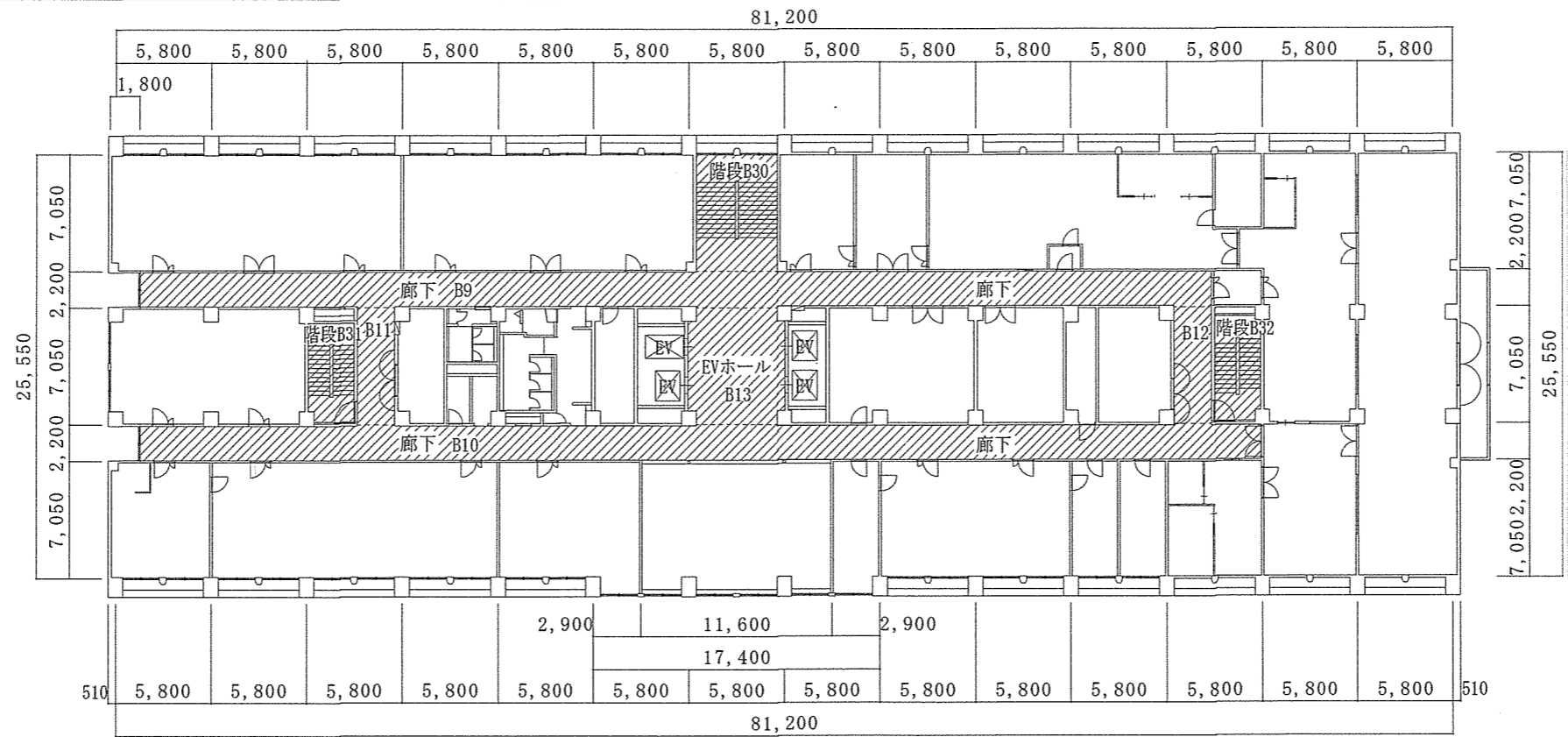


案内図 S=1:X

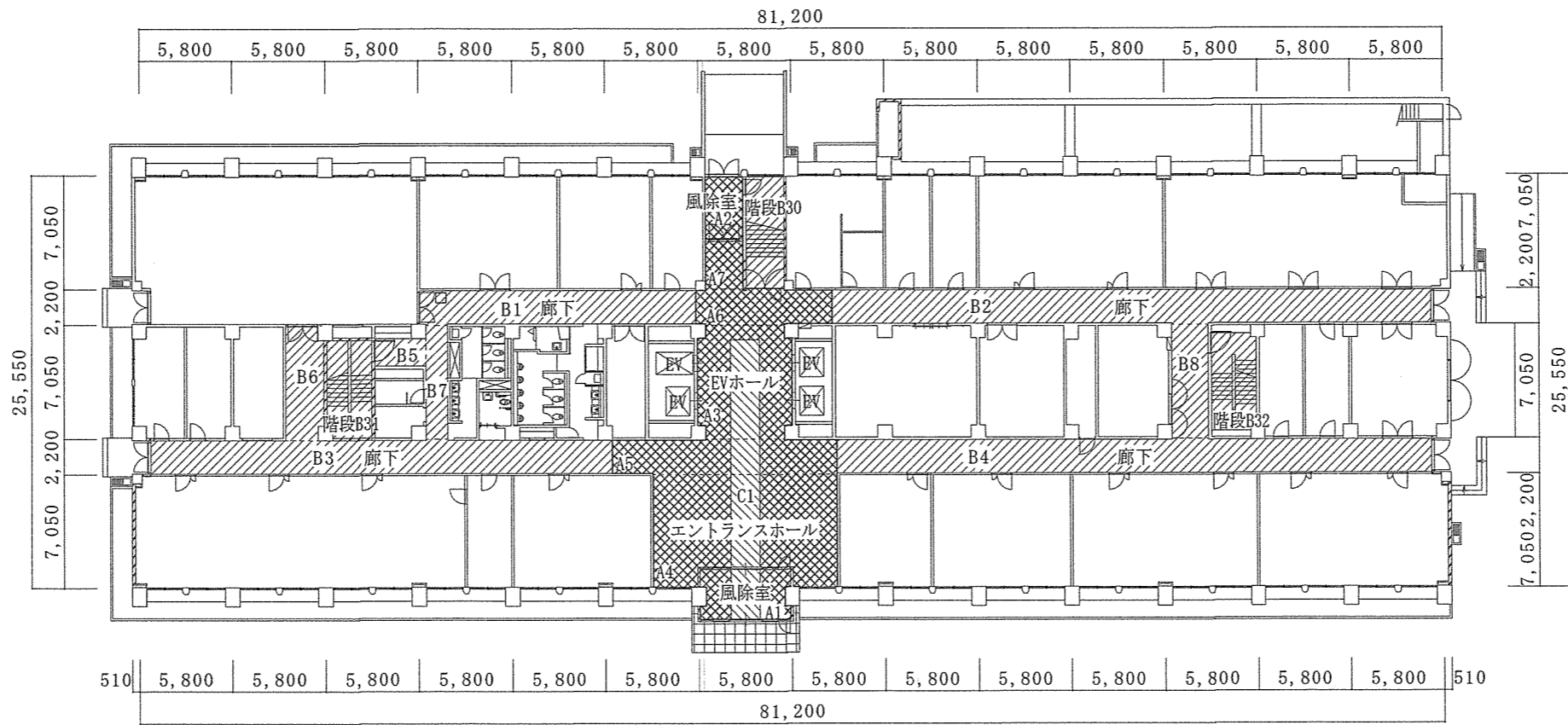


配置図 S=1:2,500

件名	1号建物等清掃役務		
種別	仕様書・案内図・配置図		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	3 / 14	



1号建物2階平面図 S=1:400

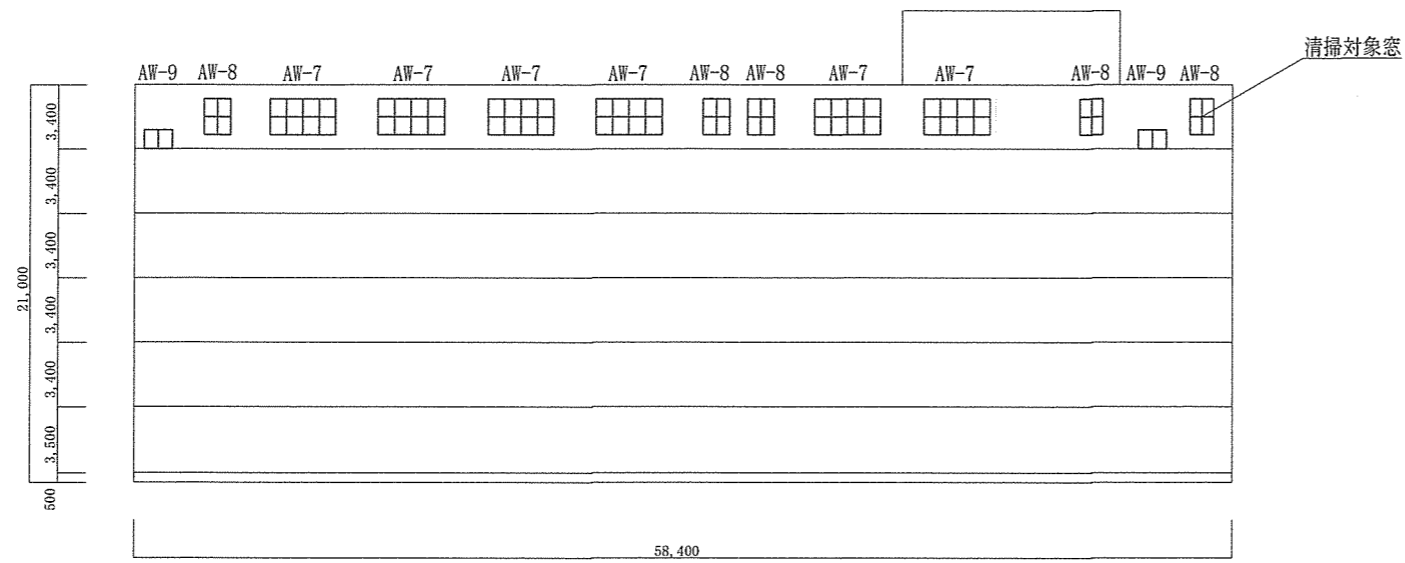


1号建物1階平面図 S=1:400

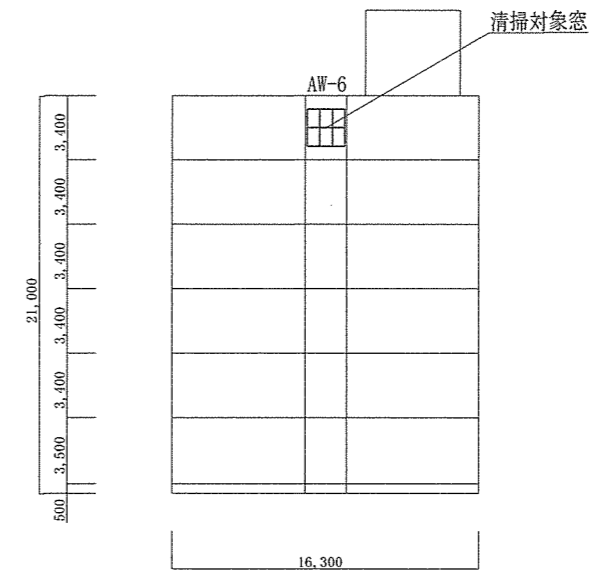
清掃範囲	
	硬質床を示す
	弾性床を示す
	繊維床を示す
	エレベーターを示す

※ 階段は、けあげ含む

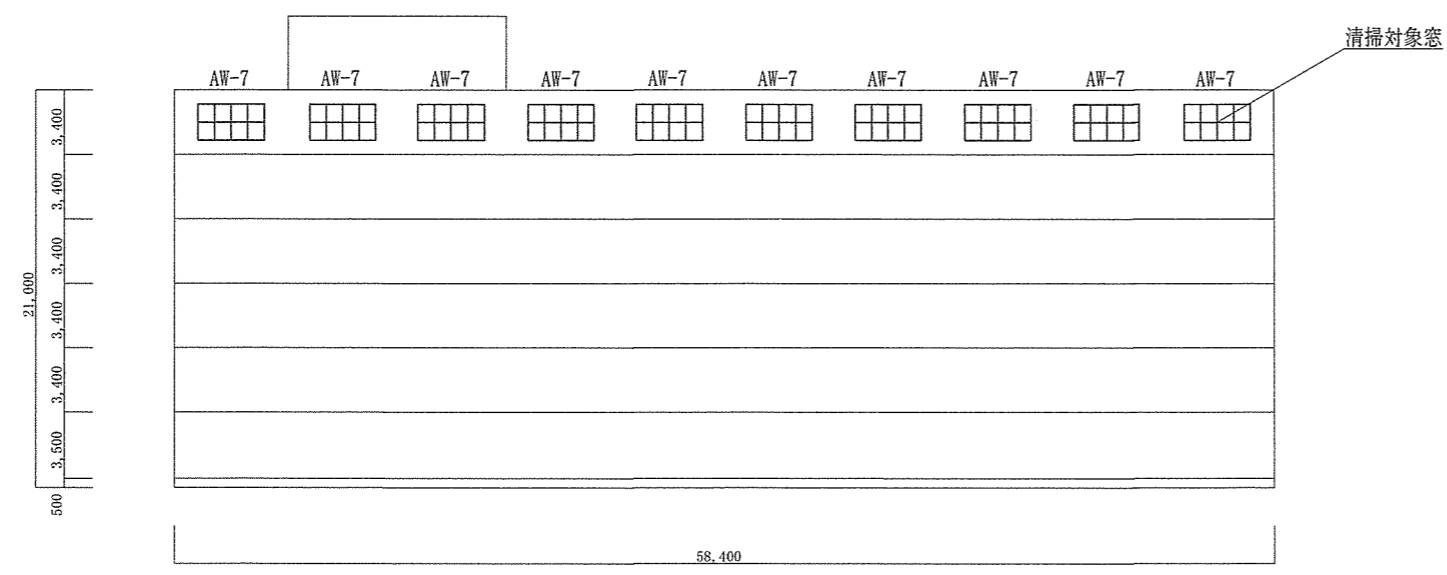
件名	1号建物等清掃役務		
種別	1号建物1、2階平面図		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	4 / 14	



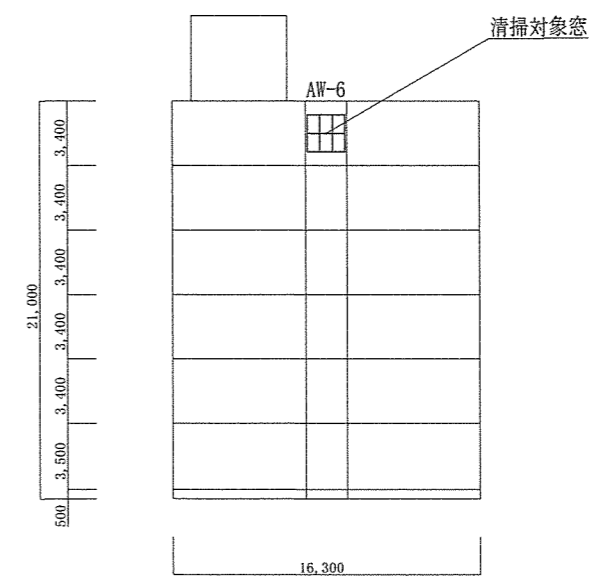
北側立面図 S=1:400



東側立面図 S=1:400

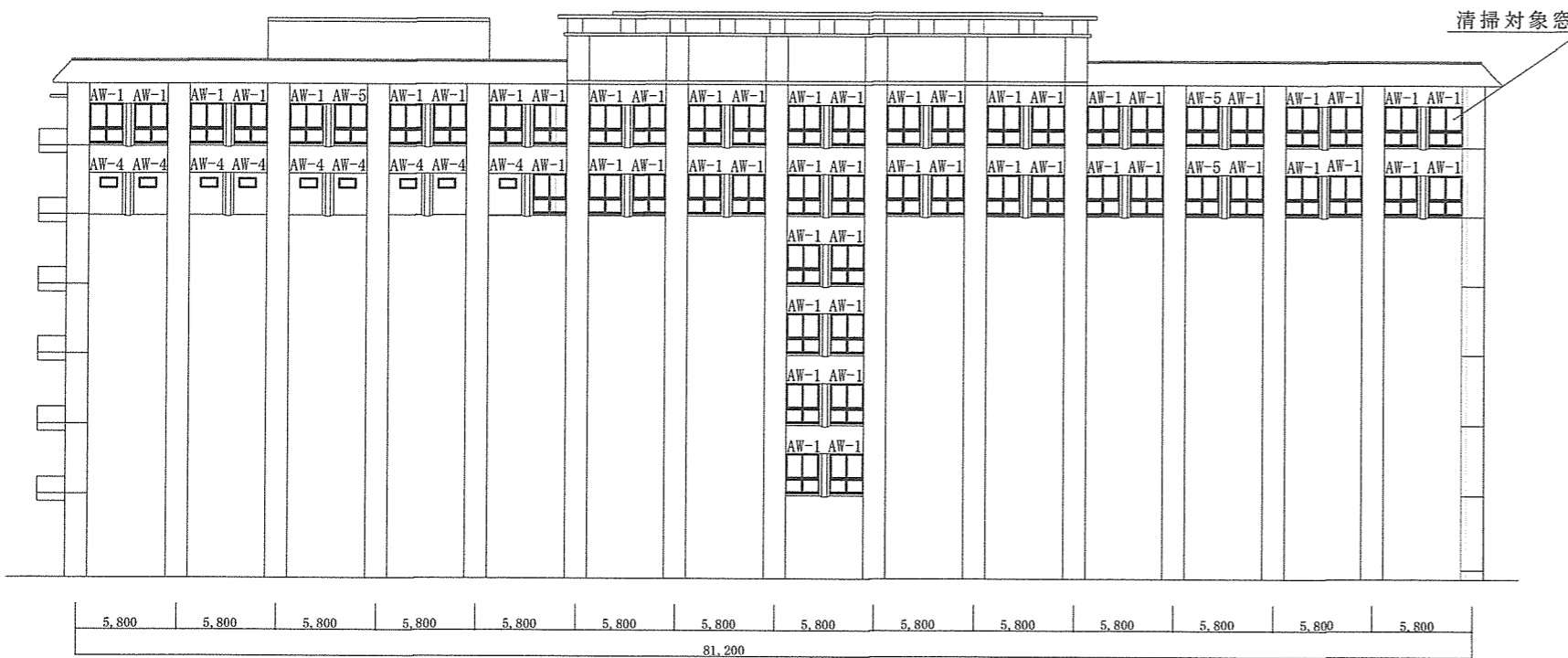


南側立面図 S=1:400

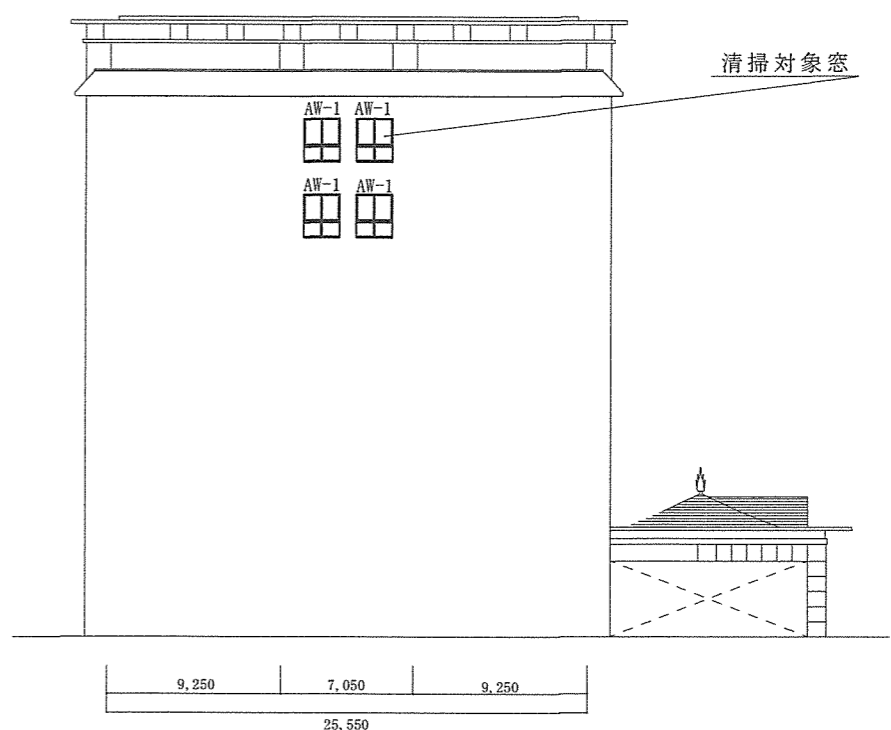


西側立面図 S=1:400

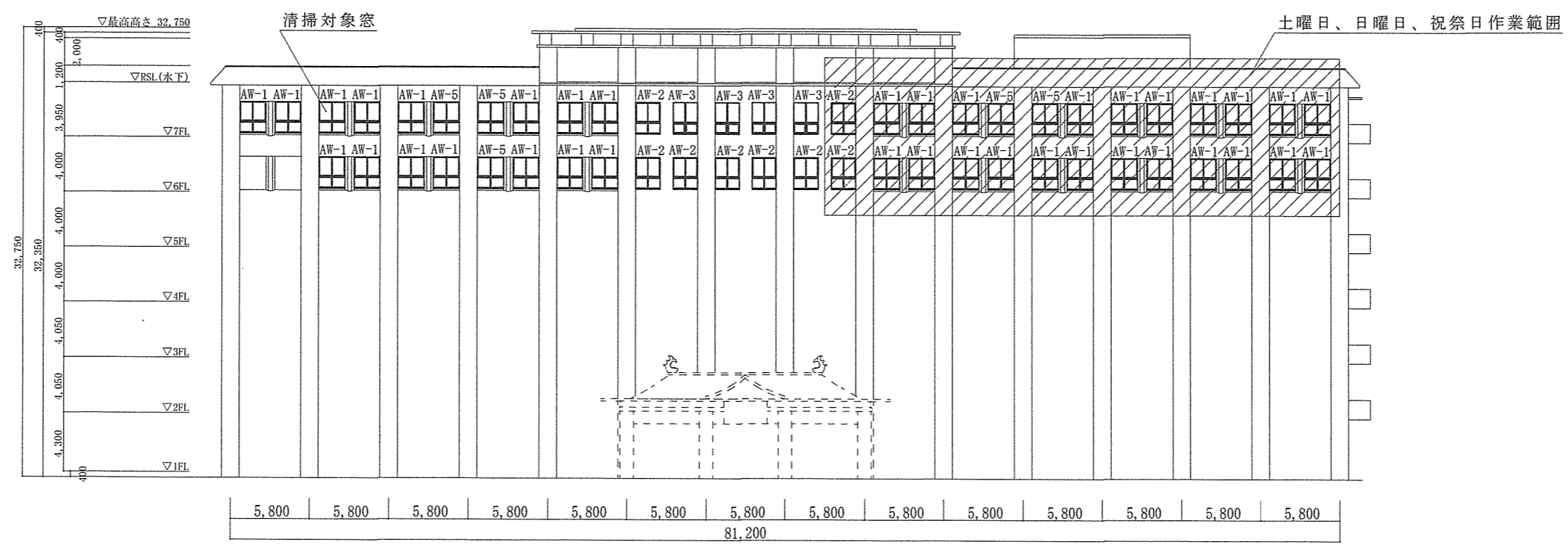
件名	1号建物等清掃役務		
種別	111号建物立面図		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	8 / 14	



北側立面図 S=1:400

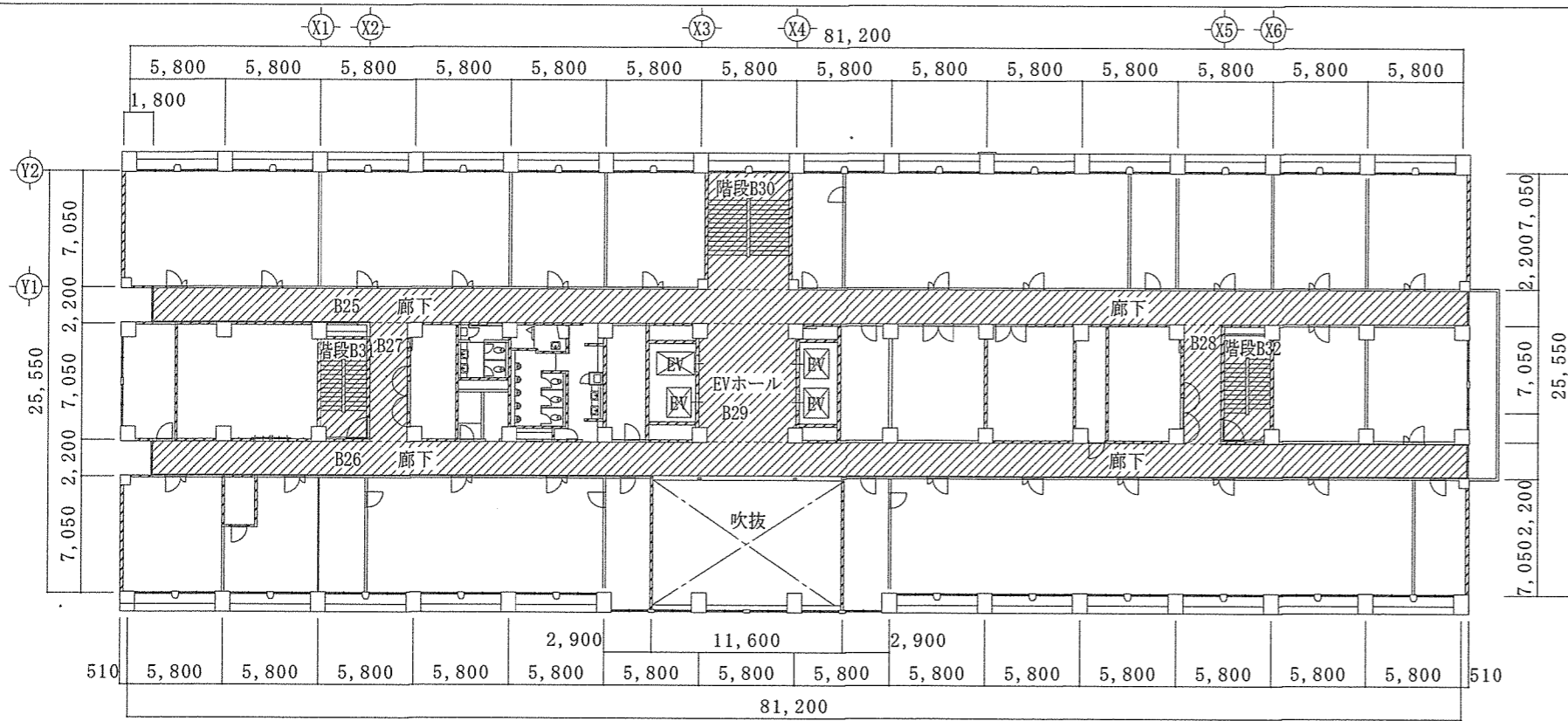


西側立面図 S=1:400



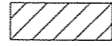
南側立面図 S=1:400

件名	1号建物等清掃役務		
種別	1号建物立面図		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	7 / 14	

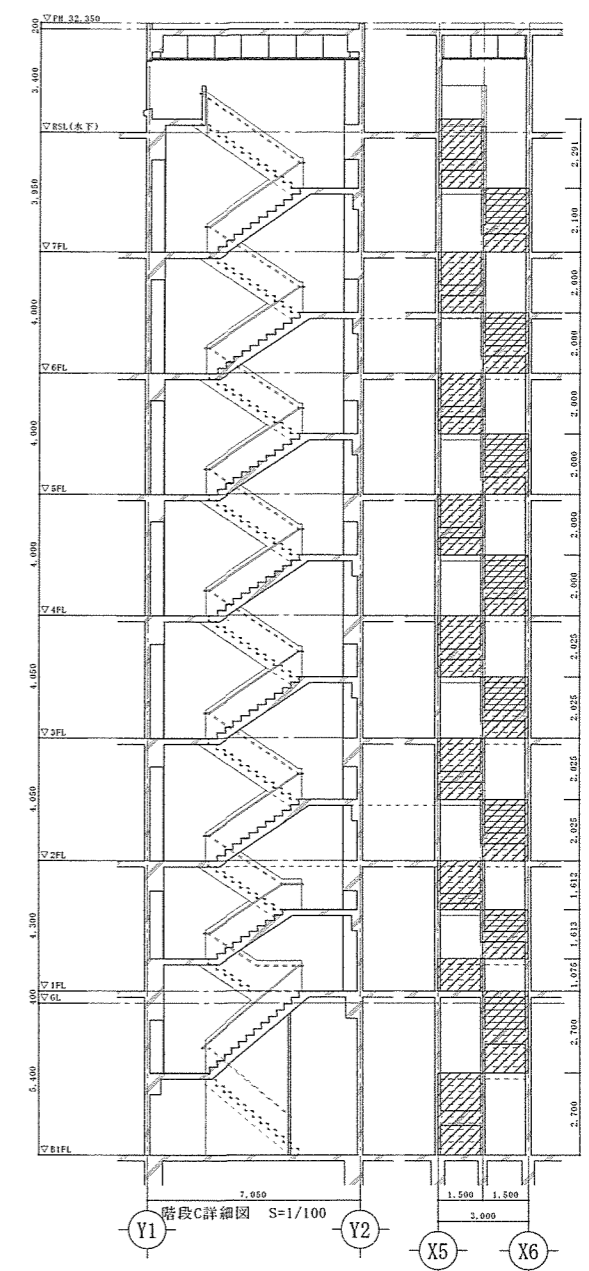


1号建物7階平面図 S=1:400

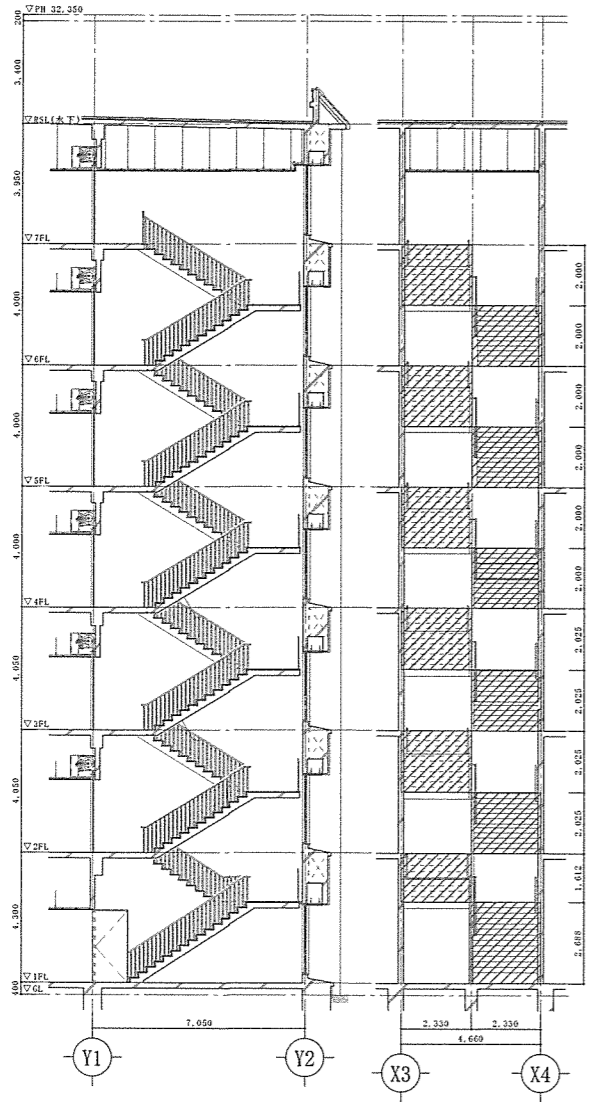
清掃範囲

 ... 弾性床を示す

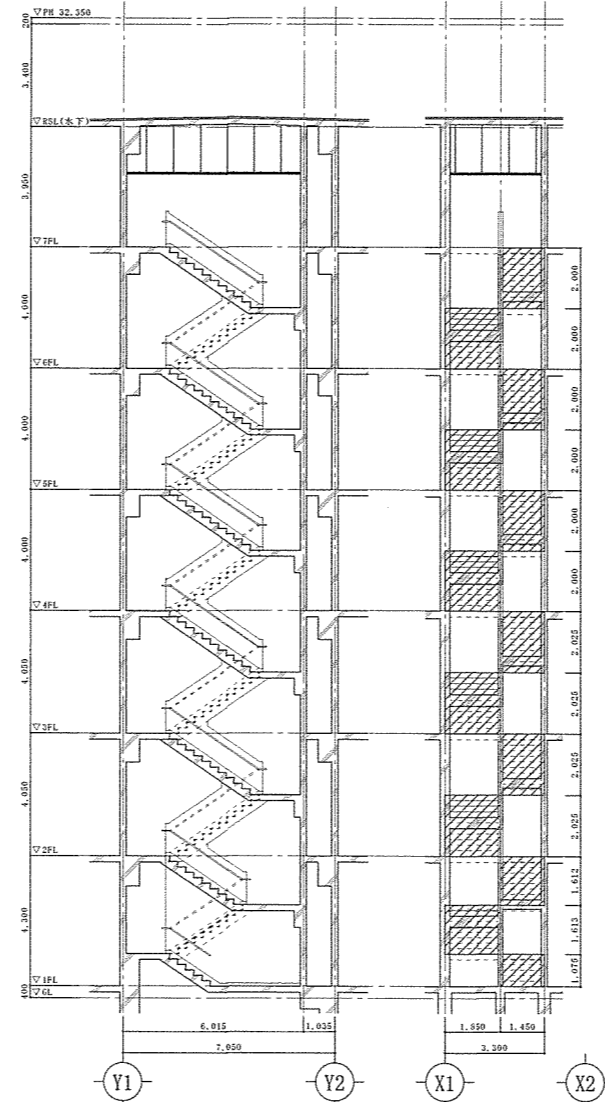
※ 階段は、け上げ含む



階段C詳細図 S=1/100

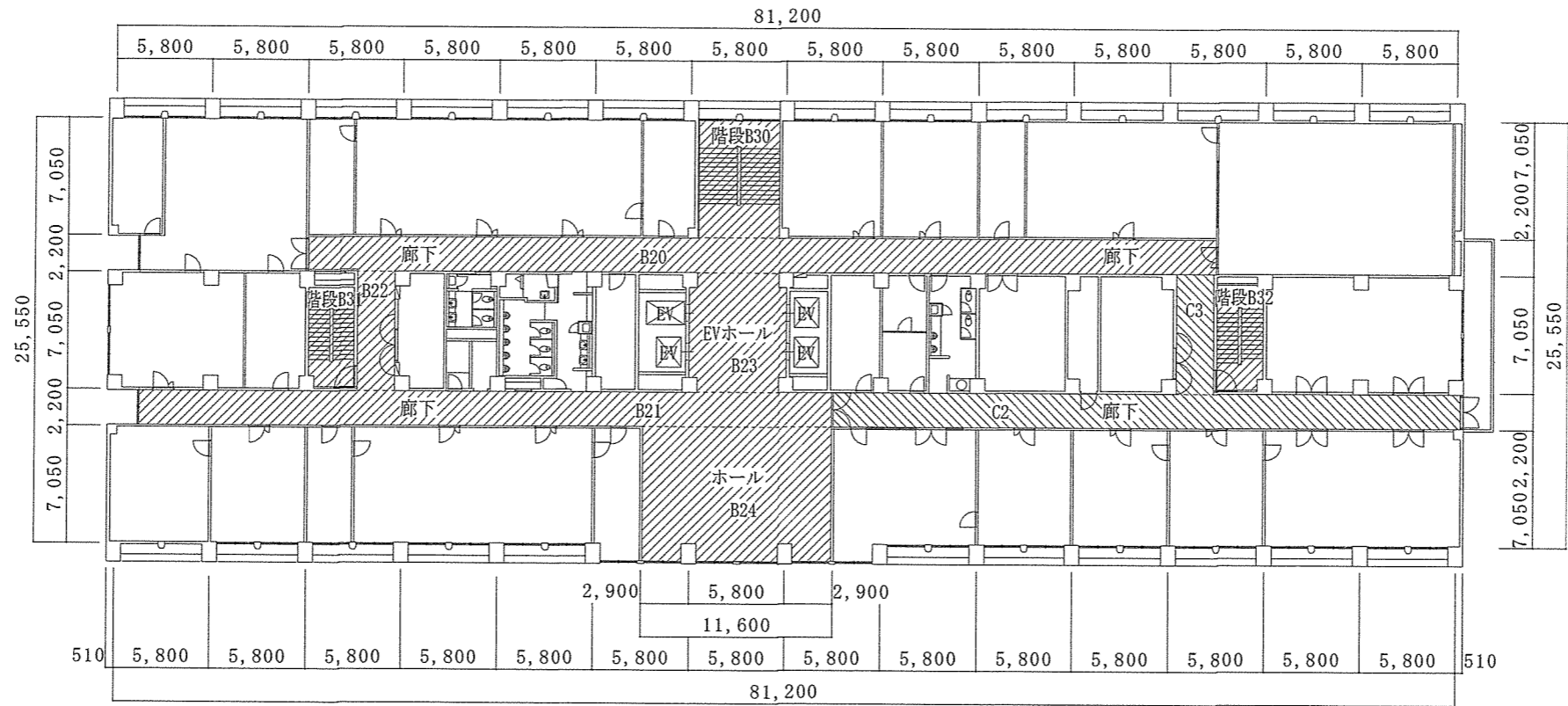


階段B30 詳細図 S=1:250

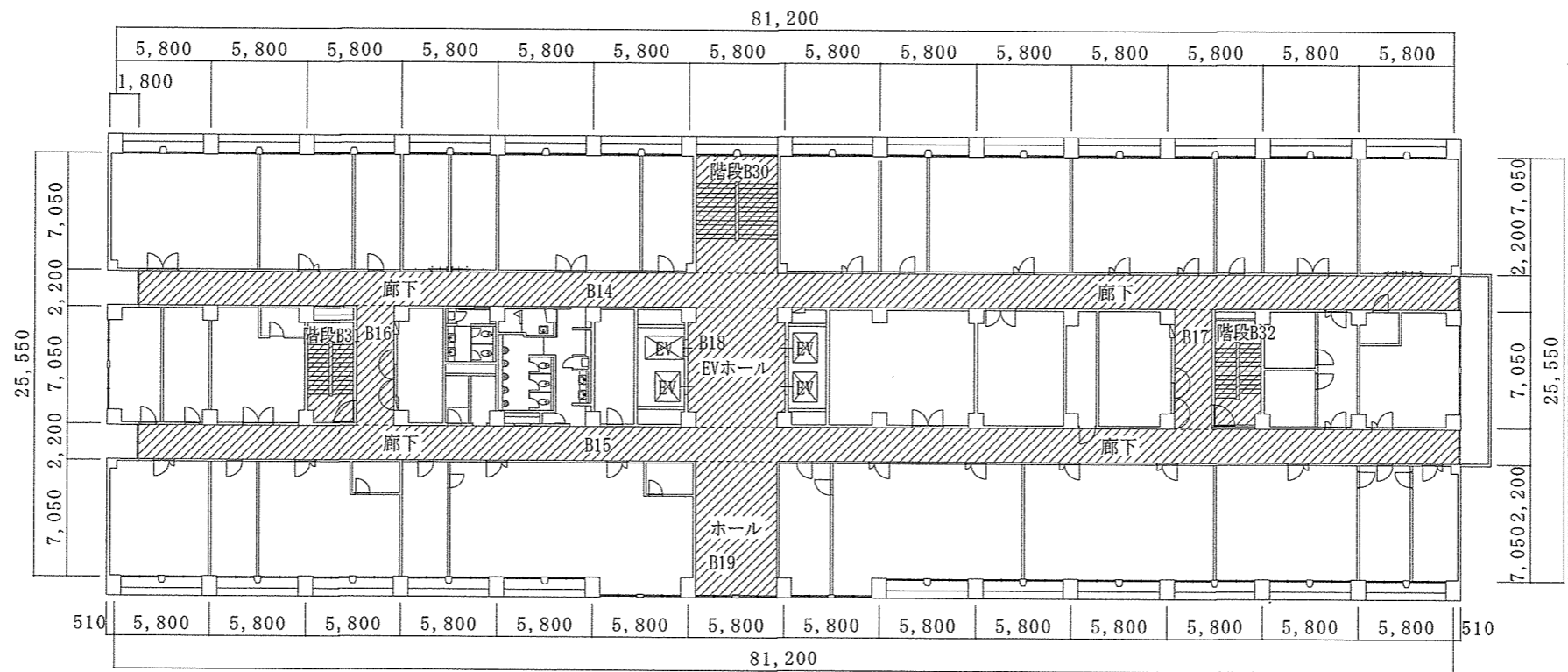


階段B31 詳細図 S=1:250

件名	1号建物等清掃役務		
種別	1号建物7階平面図・階段詳細図		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	6 / 14	

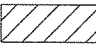


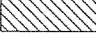
1号建物6階平面図 S=1:400



1号建物3~5階平面図 S=1:400

清掃範囲

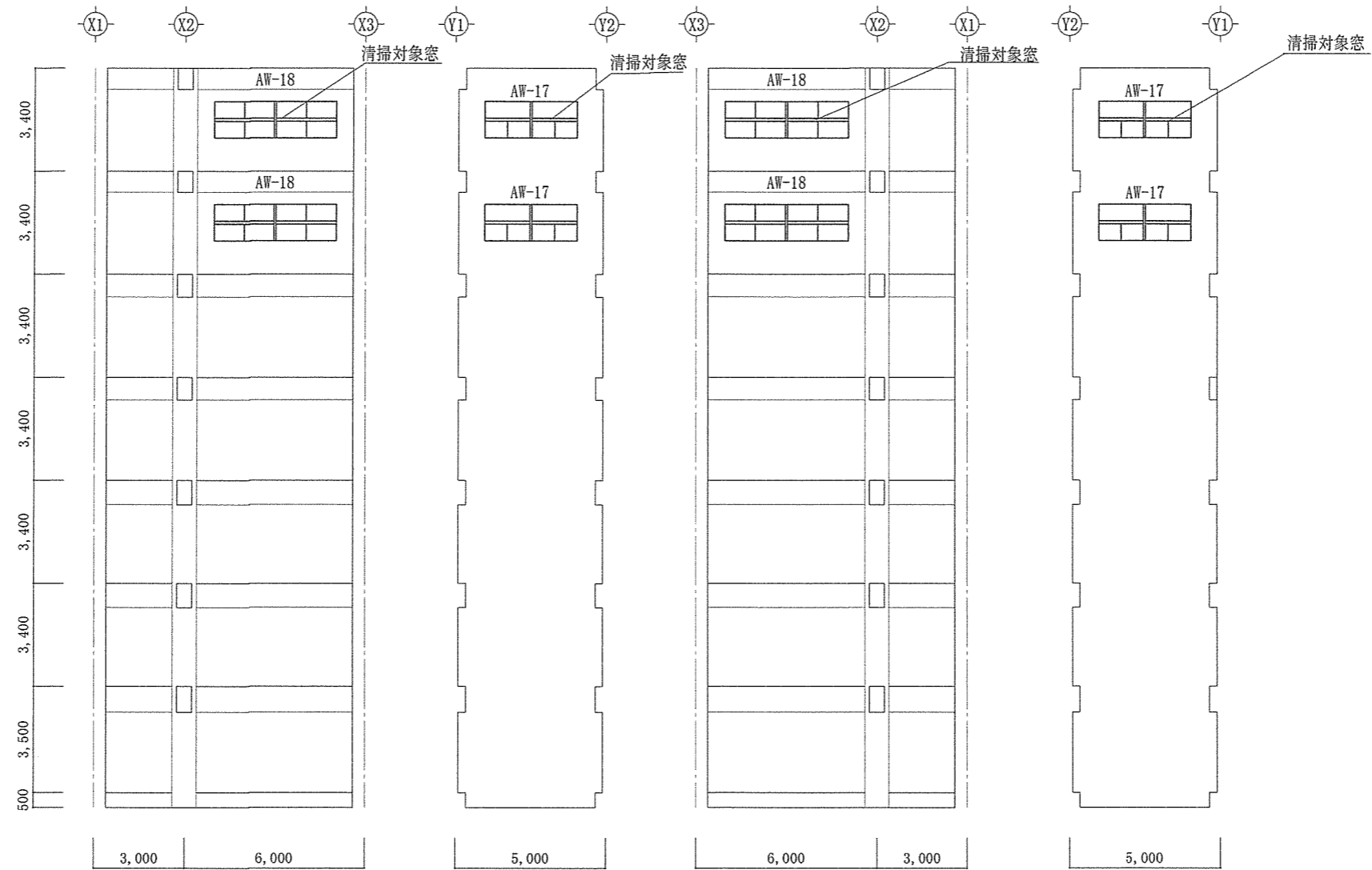
 弾性床を示す

 繊維床を示す

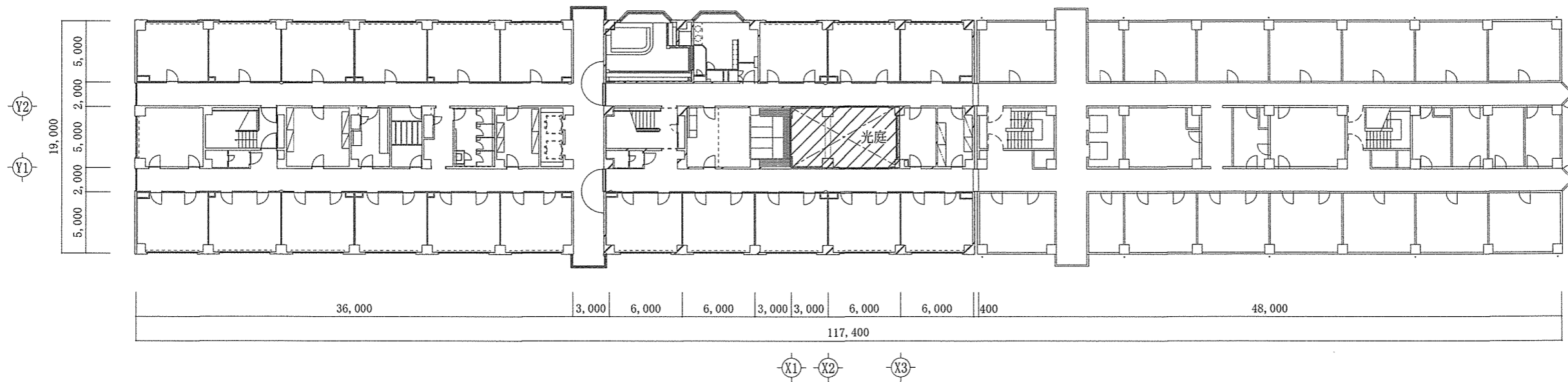
※ 階段室は、けあげ含む。

件名	1号建物等清掃役務		
種別	1号建物3~6階平面図		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	5 / 14	



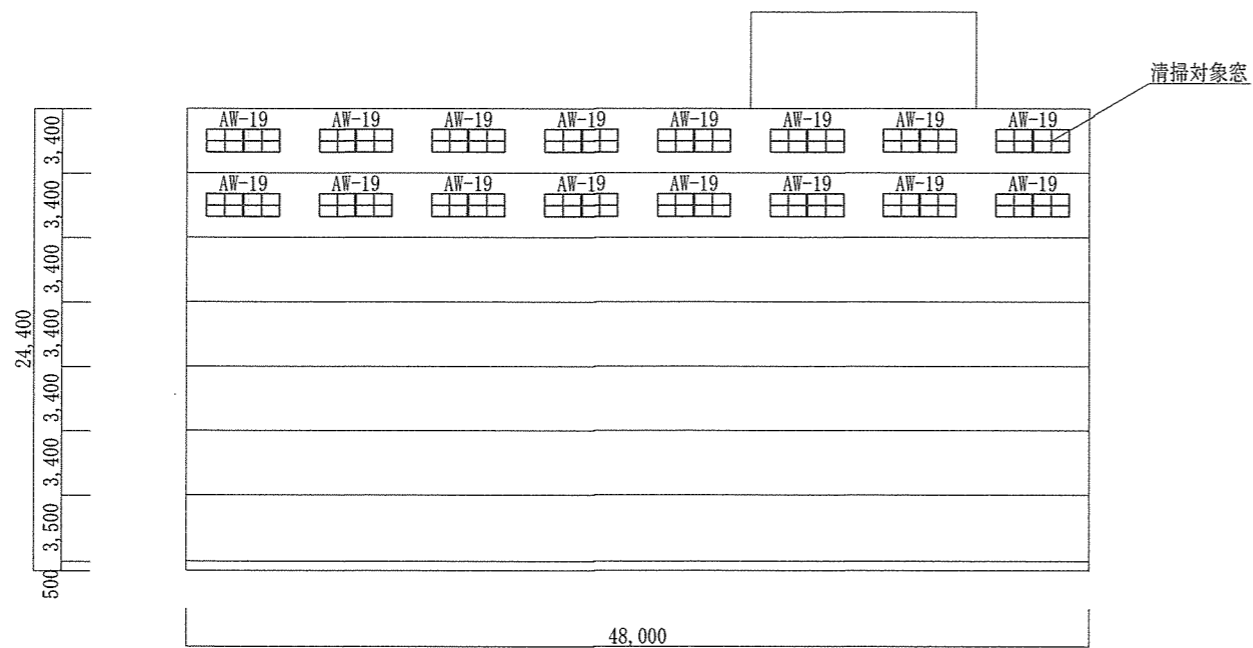


115号建物光庭展開図 S=1:200

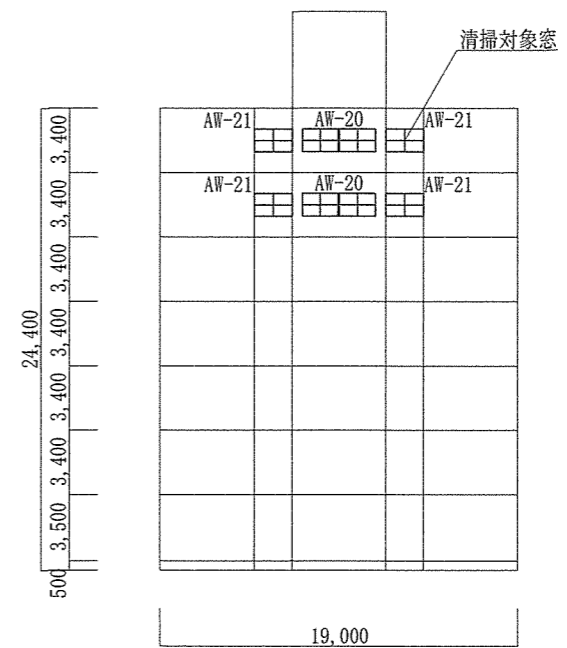


115号建物7階平面図 S=1:400

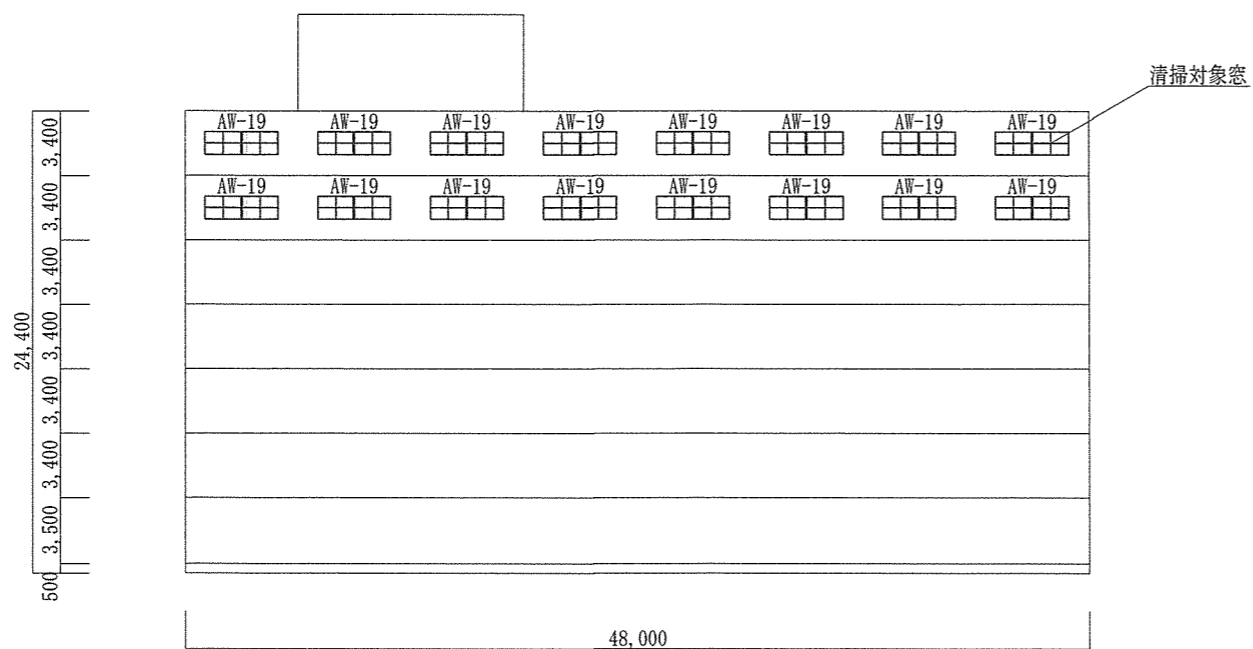
件名	1号建物等清掃役務		
種別	115号建物光庭展開図		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	10 / 14	



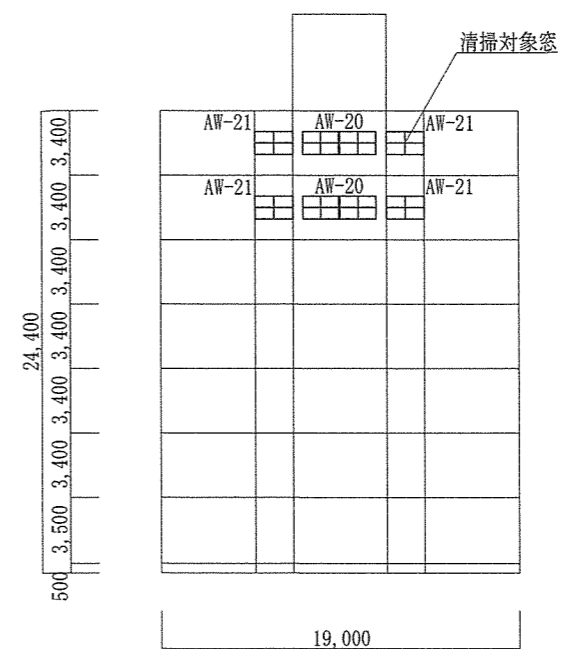
北側立面図 S=1:400



西側立面図 S=1:400

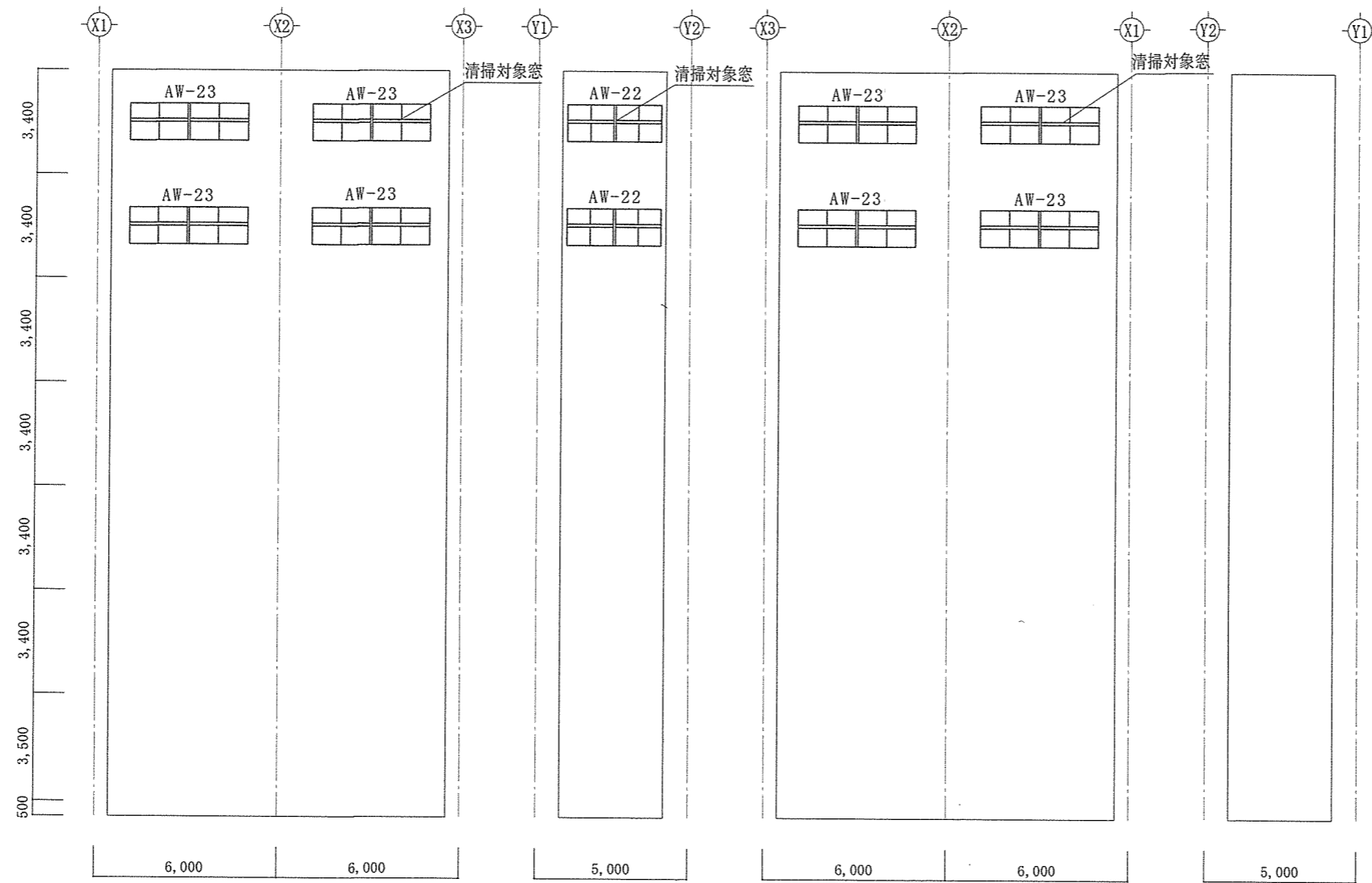


南側立面図 S=1:400

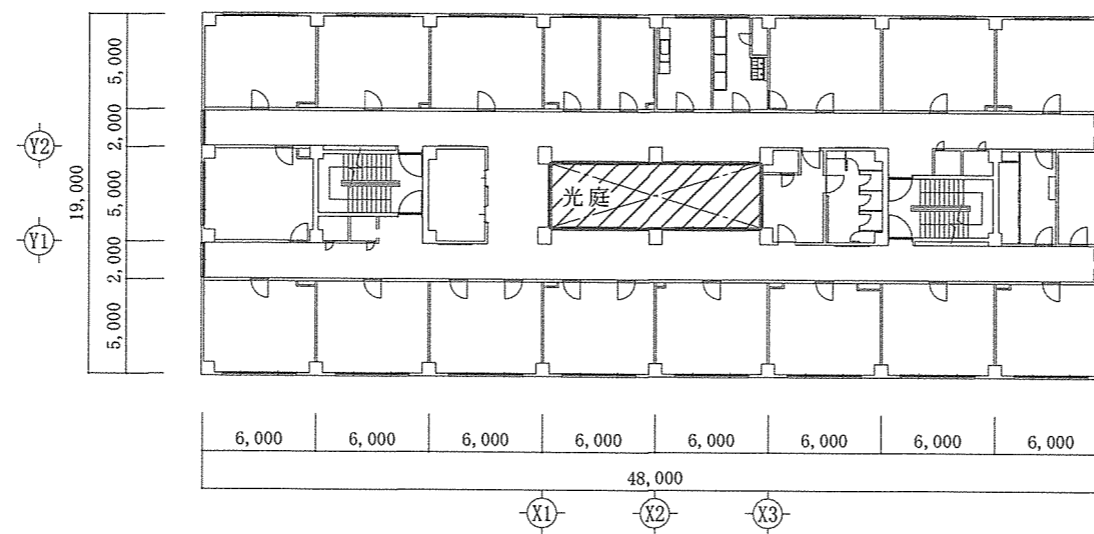


東側立面図 S=1:400

件名	1号建物等清掃役務		
種別	130号建物立面図		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	11 / 14	



130号建物光庭展開図 S=1:200



130号建物7階平面図 S=1:200

件名	1号建物等清掃役務		
種別	130号建物光庭展開図		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	12 / 14	

建物番号	1	1	1	1
建具符号・符号	① AW アルミ製はめ殺し、引違い窓	② AW アルミ製はめ殺し、引違い窓	③ AW アルミ製突出し、はめ殺し窓	④ AW アルミ製突出し窓
数量	93	8	4	9
形状・寸法				
建物番号	1	1 1 1	1 1 1	1 1 1
建具符号・符号	⑤ AW アルミ製ガラリ、はめ殺し、引違い窓	⑥ AW アルミ製突出し、はめ殺し窓	⑦ AW アルミ製引違い窓	⑧ AW アルミ製引違い窓
数量	8	2	16	5
形状・寸法				
建物番号	1 1 1	1 1 5	1 1 5	1 1 5
建具符号・符号	⑨ AW アルミ製引違い窓	⑩ AW アルミ製引違い窓	⑪ AW アルミ製引違い窓	⑫ AW アルミ製突出し、はめ殺し窓
数量	2	70	4	8
形状・寸法				

建具表 1 S=1:80

件名	1号建物等清掃役務		
種別	建具表 1		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	13 / 14	

建物番号	115	115	115	115
建具符号・符号	⑬ AW アルミ製引違い窓	⑭ AW アルミ製引違い窓	⑮ AW アルミ製引違い、はめ殺し窓	⑯ AW アルミ製外倒し、片開き、引き違い窓
数量	4	4	4	2
形状・寸法				
建物番号	115	115	130	130
建具符号・符号	⑰ AW アルミ製外倒し、引き違い窓	⑱ AW アルミ製外倒し、引き違い窓	⑲ AW アルミ製引違い窓	⑳ AW アルミ製引違い窓
数量	4	4	32	4
形状・寸法				
建物番号	130	130	130	
建具符号・符号	㉑ AW アルミ製引違い窓	㉒ AW アルミ製外倒し、引き違い窓	㉓ AW アルミ製外倒し、引き違い窓	
数量	8	2	8	
形状・寸法				

建具表 2 S=1:80

件名	1号建物等清掃役務		
種別	建具表 2		
陸上自衛隊守山駐屯地業務隊	図面番号	14 / 14	